

埼玉県小児科医会施行細則

I 会員規程

会員を分けて、次の通りとする。

- (1) 正会員……埼玉県医師会員として小児の医療、保健に従事する者
- (2) 準会員……埼玉県医師会員以外の者で本会が特に認めた者

II 会費徴収区分

- (1) 開業医・病院院長（埼玉県医師会A会員）及び準会員（埼玉県医師会員以外の者で本会が特に認めた者）で開業医とする。
- (2) 病医院の勤務医（埼玉県医師会B・B特会員（大学医師会員））及び準会員（埼玉県医師会員以外の者で本会が特に認めた者）で勤務医とする。
上記会費については、別表のとおりとなる。

III 役員選出規定

- 1. 役員の選出は、総会において前任役員の任期終了前に完了するものとする。ただし、補欠役員の選出は適時に行うものとする。
- 2. 理事は、県内各郡市医師会より1人推薦を受けた者がこれにあたる。
- 3. 会長が必要と認める時は、上記理事のほか理事若干名を総会の承認を得て指名することが出来る。
- 4. 監事は、総会において会員中より選出する。

IV 埼玉県小児科医会名誉会員選考基準

- 1. 日本小児科学会の名誉会員又は功労会員である者
- 2. 日本小児保健協会の名誉会員又は功労会員である者
- 3. 本会の発展に特に功労のあった者

附 則

- 1. この細則は、平成元年4月1日より施行する。
- 2. 平成 6年 5月 7日 一部改正
- 3. 平成15年 5月10日 一部改正
- 4. 平成22年 6月19日 一部改正
- 5. 平成25年 6月15日 一部改正

【別 表】

埼玉県小児科医会会費徴収一覧

区分	会 費	対 象 者
(1)	10, 000円	開業医・病院院長（埼玉県医師会A会員）及び準会員（埼玉県医師会員以外の者で本会が特に認めた者）で開業医とする
(2)	5, 000円	病医院の勤務医（埼玉県医師会B・B特会員（大学医師会員）及び準会員（埼玉県医師会員以外の者で本会が特に認めた者）で勤務医とする